現状

·どうやって伝える

町内に掲示 の設置(自治 会費)	・まち協メン バーとして ・さくらを守る 会として	NPO法人さく らを守る会	直接市の担 当課に行っ て伝えている
自治役員が 行政と市民 の中間役の 仕組みがな い、自分で	市政懇談会 を通して	アンケート調 査	直接
自治会を通して			

・どのような場面

市政懇談会 に出席	自治会の行 事に参加	公園の遊具 の故障修理	公園の藤棚 の木及びさく らの木等の 剪定
吉田まちづく り協議会の 活動に参加	今までとの 違い、改善 に対する話 合い	道路補修	まつり
街路樹、公 園の草取り 及び粗大ご み処理袋	防犯活動		

•事例

町内側溝の 泥上げ作業	クリーンデー 燕(春・秋2 回)	燕市防災訓 練への参加	
地場農産物 の販路拡大	ゴミ拾い		

問題点

①情報伝達

要望の伝達 ルートが明 確でない。 はっきり示し て欲しい	水害対策の 要望(降雨の 排水路の拡 大)	水害対策。長い間事例が出る都度、当局にお願いして、ようやく解決
一般市民へ の情報提供 をいかにす るか	0 23 . 73 .—	担当者が分 かったと言っ ても1年間も 実行がな かった

②理解・関心

まち協への 未理解問題	仕事優先の ため市への 協力ができ ない市民が 多い	新庁舎建設の説明会に市民の参加が少なかった(現在は定期的全世帯にチラシで周知)	まち協はー 般市民には 関心がない
同じことの繰 返しが好ま れすぎ	妥協策の方 が進んでしま う	生活に根差 した条例の ため市民の 一部に怠惰 発生の危険	

③意思決定について

共通 個人	1全体に 近ない 、意見が ・入れら にい	は、町内全体に	たった一人 の市民意見 は聞いてもら いづらい	具体的な話 し合いがあ まり好まれな い
意見 い、	70 U X 20	新人の意見 がとり入れら れにくい	過半数優先 で物事が決 まりすぎる	

④自治会と行政との連携

	I I I I 1 ▽ F/I / / ハ H	自治会役員 と行政のつ ながりがまば ら	自治体主体 から自治会 主体への切 り替えはどう する
--	-------------------------	-------------------------------	---

⑤行政による財政支援の不足 〇その他

補助金を減ら	市の財政悪 化で補助金 の削減でい ろいろな面で
りが苦しい	不便を感じる

燕市防災訓練 は、参加自治 会が多いた め、毎年参加 できない

6連携

各団体がバ ラバラ	親子夫婦別居問題	町内班のつ ながりがとぼ しい	商店街の衰 退問題
--------------	----------	-----------------------	--------------

解決策

①情報伝達

メール等を上手 く利用し、休日 や時間外に相 談を受ける部門 を設置

イキイキまちづく り活動を手本とし てNPO法人の情 報や活動場所を 作ることにより市 との一層の協働 を<u>図る</u>

広報、各集会に 出向き、前向き に宣伝する

②理解・関心

各町内の人が 順番に検討会 に参加する

まち協の改善、 会議に一般参 加を強く呼びか ける

各自治会の活 動を通して市の 行事に参加を 呼びかける

生活の質の向 上を目指してい ることを強く明 記する



③意思決定について

住民過半数意 見よりも自治役 員の議決決定 権を優先させる よう明示する

個人意見も受 |け入れる仕組、 専門家相談へ の補助者を設

現在の兄貴会 では年配者が 多いので新たに 青年部会を設



④自治会と行政との連携

市職員を交えて自治役員以外 行う自治定例会 の行政対応の を定期的に設 置する

自治専門委員 をつくる



⑤行政による財政的サポート

行政による財政 支援



⑥連携

中心市街地「ま ち協」を別枠な 特殊なまちづく り地区と規定す る

2ケ月に1度くら いの町内班の 定期寄合いの 義務化

各団体に共治 の仕組をもたせ 親の介護は子 るため政治・行 政がつなぎ役を 明確表示 果たす

が第1責任者を